○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第 0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)(抄)

旧

第1 (略)

第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項

1 (略)

2 介護予防訪問入浴介護費

(1)~(9) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算の取扱い

介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(11) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い

介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員 処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ <u>等支援加算</u>に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い

介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(13) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

6 介護予防通所リハビリテーション費

(1)~(14) (略)

(15) 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2位2を参照のこと。

(16) (略)

7 介護予防短期入所生活介護費

(1)~(17) (略)

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い

介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2位を参照のこと。

8 介護予防短期入所療養介護費

第1 (略

第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項

1 (略)

2 介護予防訪問入浴介護費

(1)~(9) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算の取扱い

介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算<u>及び</u>介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(11) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い

介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「介護職員 処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並び に事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。

(新設)

(12) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

6 介護予防通所リハビリテーション費

(1)~(14) (略)

(新設)

(15) (略)

7 介護予防短期入所生活介護費

(1)~(17) (略)

(新設)

8 介護予防短期入所療養介護費

 (1)~(14) (略)
 (1)~(14) (略)

 (15) 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(12)を参照のこと。
 (1)~(14) (略)

 (1)~(14) (略)
 (新設)

 9 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)~(14) (略)
 (1)~(14) (略)

 (15) 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(12)を参照のこと。
 (新設)

 10・11 (略)
 (1)~(14) (略)

 (新設)
 (新設)